

平成30年 6 月26日

環境経済委員会審査報告

本委員会に付託の事件は、審査の結果、次のとおり決定したので報告します。

議案番号	件名	審査結果
第61号議案	平成30年度長崎市一般会計補正予算（第1号） 第1条 第2項中 歳出 第4款 衛生費 第7款 商工費 第10款 教育費 第6項 第2条 債務負担行為の補正 第7款 商工費	原案可決
第69号議案	財産の取得について（諏訪祭礼囃子屏風）	原案可決

※ 審査の経過について、委員会で特に質疑・意見が集中した点を報告します。

◇「第61号議案」平成30年度長崎市一般会計補正予算（第1号）

まず、衛生費において、再生可能エネルギーを活用したエネルギーの地産地消を図るため、地域エネルギー事業体構築に向けた調査検討を行うための「再生可能エネルギー活用 推進費」が計上されました。

委員会では、

- ・調査検討費の積算根拠と本事業の費用対効果
- ・調査検討費が全て一般財源で計上されている理由
- ・地域エネルギー事業体の経営責任者選定のあり方についてたすなど、内容を検討いたしました。

次に、商工費において、「明治150年」を契機とした関連事業を「ながさき幕末維新祭」というテーマとして広く情報発信するとともに、観光客の施設の回遊性を高める事業を実施するための「ながさき幕末維新祭推進費」が計上されました。

委員会では、

- ・明治150年という節目の事業の目的や内容
- ・スタンプラリーなどのイベントの事業効果
- ・イベント内容について、地域DMOである一般社団法人長崎国際観光コンベンション協会との協議・検討状況
- ・地域住民との連携状況についてたすなど、内容を検討いたしました。

次に、商工費において、交流人口の拡大による地域経済の活性化を図るため、新長崎駅西側に、仮称 長崎市交流拠点施設を整備するための交流拠点施設整備事業費が計上されました。

また、あわせて交流拠点施設整備及び 交流拠点施設整備 法務支援委託にかかる債務負担行為が計上されました。

委員会では、

議案審査に先立ち、陳情第7号「「仮称 長崎市交流拠点施設整備・運営事業」の推進に関する陳情について」、参考人の出席を要請し、種々論議を行いました。

その後の審査では、まず、仮称 長崎市交流拠点施設整備・運営事業の優先交渉権者である九電工グループのうち、株式会社 九電工及び株式会社コングレに対し、参考人 としての出席を要請し、

- ・今後20年間、責任を持ってMICE事業を担っていく決意
- ・年間のMICE施設利用者数を61万人と見込む根拠
- ・ジャパネットホールディングスグループが計画している幸町工場跡地活用事業が交流拠点施設の運営に与える影響
- ・長崎県が佐世保市への誘致を目指している統合型リゾート施設・IRの整備が実現した場合の影響についてただしました。

この点、参考人から、

現在、全国で複数のMICE施設を運営しており、沼津市の施設においては、市の人口が約20万人という中で、年間利用者数70万人を達成するなど、これまで多く

の実績を上げてきている。

長崎市は、高いポテンシャルを有していることから、年間利用者数61万人を達成することは十分可能であると考えている。

また、長崎市においては、大学や経済界を含めて地元の協力体制が整えられており、さらなる利用者数の増が期待できる。

20年間、健全な運営を続けていくことについては、重大な責務として捉えており、さまざまな営業努力を重ねながら責任を持って全うしていきたい。

ジャパネットホールディングスグループが計画を発表している幸町工場跡地活用事業については、同グループ自体、情報発信能力が高い会社であり、長崎市を大いにアピールしていただけたらと思うことから、絶好の機会だと捉えている。

また、交流拠点施設を利用する会議等の参加者へのアフターコンベンション施設としてスタジアムの活用が可能であることから、十分相乗効果を得ることができると考えている。

長崎県が佐世保市への誘致を目指している統合型リゾート施設・IRについては、カジノを中核とする施設であることから、会議・医学会等を行われたい傾向にあり、規模の面からも、長崎市の交流拠点施設を大きく超える規模が想定されることから、すみ分けは可能であるとの答弁がありました。

さらに、委員会では、参考人に対し、

- ・事業者公募の際、応募グループが1グループのみとなったことへの見解
- ・交流拠点施設建設に当たり、地元企業を積極的に活用する考えの有無
- ・九州内にMICE施設が複数ある中で、誘致合戦となることについての見解
- ・20年後に再契約を行う可能性の有無
- ・株式会社コングレ単独でのMICE誘致の目標数などについてたどりました。

次に、株式会社ジャパネットホールディングスの高田代表取締役社長を始めとして、同グループの皆様が委員会にご出席いただき、同社が計画を示した幸町工場跡地活用事業について、その概要等を伺いました。

この点、高田社長からは、

長崎の発展に寄与したいという思いが以前からあり、今回、長崎への恩返しという意味でも、スタジアムの建設を思い立った。

今回の計画は、2万3000人規模のスタジアムを中心に、企業誘致ができるオフィスビルやマンション、商業施設などの整備を考えている。

スタジアムでは、サッカーの試合だけではなく、大規模な音楽コンサートを行うなど、年間を通してにぎわいを創出する世界規模のスタジアムとなるよう努力していきたい。

また、幸町工場跡地活用事業については、長崎市が交流拠点施設を整備することを前提に計画を練っており、現状、スタジアムでのコンサート利用が可能となればアリーナについては建設しない方向である。

また、ホテルについては、こだわった特徴のあるホテルを想定しているため、交流拠点施設のホテルとは目的によって使い分けがなされると考えている。

交流拠点施設で会議やイベントが開催される際には、その参加者を対象とした催しをスタジアムにおいても開催することで、相乗効果が得られると考えている。

いずれにしても、長崎がすばらしいまちとなるように、市とうまく連携しながら、一緒になって取り組んでいきたいとの説明があっております。

委員会では、高田社長に対し、

- ・より相乗効果を高めるための市との情報交換や連携のあり方
- ・幸町工場跡地周辺の活用策
- ・全国から見た長崎の都市としての評価
- ・仮に、仮称 長崎市交流拠点施設整備・運営事業が白紙になった場合の事業計画への影響などについて伺いました。

その後の審査では、理事者に対し、

運営事業者が、年間利用者数61万人を維持しながら独立採算で20年間安定して経営していく見通しについてただしました。

この点について、理事者から、

優先交渉権者から、年間利用者数61万人は、独立採算で運営していく上で、最低限の目標数と考えており、市や大学、経済団体と協力しながら誘致に取り組むことで、利用者数をさらにふやしていきたいとの決意表明があっている。

また、市としては、今後、議案が可決されれば、部長級である専任の政策監を新たに配置し、所属についても、施設整備担当とMICEの誘致推進担当の2つの所属を新設する方向で調整中であり、事業を成功させるため、万全の体制で臨みたいとの答弁がっております。

また、理事者に対し、

- ・運営において生じた赤字補填の考え方と、事業期間の20年を経過する前に運営事業者が撤退する可能性の有無についてたどしました。

この点について、理事者から、

本事業の募集要項において、赤字が生じた場合の補填は、全て事業者において行うこととしており、契約書においても、運営・維持管理に要する費用については、市は一切負担しないことを明記することとしている。

また、契約期間中は十分なモニタリングを行い、適切な運営がなされるよう進行管理を徹底したい。

また、仮に契約が解除された場合、高額な違約金を支払うこととなっており、20年の事業期間の途中で撤退した場合、企業の大きなイメージダウンにもつながるため、撤退はないものと認識しているとの答弁がっております。

さらに委員会では、理事者に対し、

- ・事業期間を20年とした理由
- ・総事業費のうち、国から受ける支援と、市が拠出する金額
- ・コンベンション開催補助金額の妥当性
- ・民業圧迫の可能性
- ・施設利用料が他都市の施設に比べて割高になっている理由と市民割引の有無
- ・長崎市としてのMICE誘致体制と長崎市版DMOのあり方

- ・複合施設の中のホテル以外の民間収益施設がテレビ局となった理由
- ・周辺環境が変化している中で、交流拠点施設の整備を早急に行う理由についてたすなど、内容を検討いたしました。

以上、審査経過の概要を申し上げますが、

その結果、

- ・交流拠点施設の運営収支の根拠となるM I C E開催件数及び利用者数について、周辺環境の変化の影響を考慮に入れていないこと、さらに施設利用料も九州管内のM I C E施設と比べても割高であり、試算通りの利用があるとは思えないことから、連動する収支見込が希望的観測に過ぎず、運営事業者が違約金を払ってでも撤退する可能性はぬぐえないこと、
- ・多くの不安要素がある中で巨額の税金を投じてまで交流拠点施設を整備することは、市民感情にそぐわないことを主な論拠とする反対意見が出されました。

一方、

- ・人口減少が顕著である本市にとって、新たな交流人口をふやしていくためには交流拠点施設整備の必要性を強く感じる。
- ・市が直営で行うとすれば賛同できないものの、民間企業の九電工グループが、赤字補填をみずから行う契約に基づいて、責任を持って年間61万人を集客し運営をしていくという一定の担保が得られている。
- ・ジャパネットホールディングスグループが計画している、幸町工場跡地活用事業については、社長みずから交流拠点施設と相乗効果を生みながら、楽しい長崎を市と一緒に実現したいという決意を述べられたことなどからも、本事業に賛同したい。

さらに、

- ・交流拠点施設建設費の40%を地元企業に優先的に充てたいとした、九電工グループの答弁を実現するためにも、進行管理を徹底してほしい
- ・ジャパネットホールディングスグループとも協議・連携を密にし、双方の施設の相乗効果があらわれるように強い決意を持って事業に臨んでほしい

・MICEによる産業振興を見据えた世界標準のDMOを早急に実現するなど、誘致・受入体制を確立してほしいとの要望を付した賛成意見が出されましたので、採決の結果、賛成多数で原案を可決すべきものと決定いたしました。

◇「第69号議案」財産の取得について（諏訪祭礼図屏風）

本件は、長崎くんちに関する貴重な資料を 保存・活用するため、諏訪 祭礼図 屏風を購入しようとするものです。

委員会では、

- ・購入金額の算定根拠と妥当性
- ・資料鑑定を全国的に著名な専門家ではなく、市の資料取得委員会に依頼した経緯
- ・屏風に描写されている人物に関する研究状況
- ・今後の保存管理の考え方と活用策
- ・今後、文化財指定を目指す考えの有無についてたすなど、内容検討の結果、

・当該屏風は、長崎の伝統文化である長崎くんちに関する貴重な資料であることから、多くの観光客や市民の皆様が長崎くんちに対する理解を深めるとともに、屏風の価値が再評価されるよう展示・説明の仕方を検討してほしいとの要望を付した賛成意見が出され、異議なく原案を可決すべきものと決定いたしました。

以上が、環境経済委員会における審査報告です。